

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第28号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）</p> <p>第14条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条第1項第3号ウに掲げる施設（<u>保育所及び幼保連携型認定こども園（いずれも午前6時後翌日の午前零時前の時間においてのみ保育を行うものに限る。）、児童厚生施設、児童発達支援センター並びに児童家庭支援センターを除く。</u>）及び同号エに掲げる施設（以下この号においてこれらの施設を「特定遊興飲食店営業保全対象施設」という。）の敷地（特定遊興飲食店営業保全対象施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域外の地域</p> <p>2 (略)</p>	<p>（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）</p> <p>第14条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条第1項第3号ウに掲げる施設（<u>深夜においてその事業を行うものに限る。</u>）及び同号エに掲げる施設（以下この号においてこれらの施設を「特定遊興飲食店営業保全対象施設」という。）の敷地（特定遊興飲食店営業保全対象施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域外の地域</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。